

胎児認知届について

日本人男性が外国人女性の胎児を認知した場合、出生した子は国籍法第2条により生来的に日本国籍を取得しますが、子は非嫡出子であるので、父の氏を称して父の戸籍に入ることは出来ません。従って、子について「氏」及び「本籍」を設定して新戸籍が編成されます。子の新戸籍には、子の身分事項欄に出生事項及び胎児認知の旨が記載され、かつ父の戸籍にも胎児認知の旨が記載されます。

【必要書類】

1. 認知届 2通
2. 認知証書（原本、コピーの場合はコピー証明付） 1通
3. 認知証書の日本語訳 1通
4. 戸籍謄本（原本） 1通
5. 外国人母の旅券コピー（コピー証明付のもの） 1通
6. 外国人母の旅券の日本語訳 1通

・コピー証明認証文も忘れずに翻訳して下さい。

【認知届記載の際の留意点】

「認知される子」欄：

氏名の箇所に「胎児」と記入し、住所・本籍の箇所は記入無し。

「認知する父」欄：

- ・ 生年月日：西暦ではなく、元号で記載。
- ・ 住所：（例）ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州
シュトゥットガルト市カール通り32番

「その他」欄：

- ・「胎児を認知する」に×印。
- ・「平成15年5月6日ドイツ方式により子の出生前の認知成立。
シュトゥットガルト市青年局作成の認知証書を添付する。」等を記載。